

障害者就業・生活支援センターとは？

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に定められた事業です。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと並び、障害者の職業リハビリテーションの推進を図る機関として、労働施策に位置付けられたセンターになります。
- ・神奈川県では障害保健福祉圏域ごとに8か所設置されています。（横浜市は就業・生活支援センター1か所、就労支援センター9か所）

1

1

障害者就業・生活支援センター事業内容

- 【就業支援】 就職に向けた準備支援（職業訓練、職場実習の調整）
求職活動支援、就職後のフォローアップ等
企業からの障害者雇用に関する相談対応
- 【生活支援】 生活全般に関する相談（日常生活の自己管理に関する助言）、地域生活、生活設計に関する助言（住居、余暇活動等）

※就業・生活どちらの支援も状況に応じて関係機関と連携します。

2

2

支援対象について

- ・ 就労を希望する・就労中の方
- ・ 雇用主、家族、関係機関からの相談にも対応します
- ・ 障害種別（身体・知的・精神等）は問いません
- ・ 障害者手帳を所持していない方（自立支援医療証を所持している方等）の相談にも対応します

※登録については、ご本人の意思確認を行います

3

3

横浜市障害者就業・生活支援センターの支援内容

○就労準備の支援

- ・ 訓練の提案等（福祉サービス、ハローワークの訓練事業他）
- ・ 福祉サービス事業所（主に就労継続支援B型事業所）の利用者を対象とした就労講座を実施

○求職活動の支援

- ・ ご本人に合った仕事を一緒に探す（求人票の検索）
- ・ 応募書類作成のサポート、面接練習、面接同行、実習の調整等
- ・ 関係機関・家族との連携

4

4

横浜市障害者就業・生活支援センターの支援内容

○職場定着の支援

- ・状況に合わせた本人との面談・職場訪問等の実施
- ・トラブル対応等における、雇用主・家族・関係機関との調整
- ・余暇活動の実施

○生活面の支援

- ・健康管理の助言、通院同行
- ・金銭管理、人間関係（家族・友人等）の助言
- ・住居についての助言（グループホームの利用、1人暮らしに向けて等）

※就労に関わる生活面の相談が主となります

5

5

支援機関について

- ・公共職業安定所（ハローワーク）
神奈川県内14か所（横浜市内4か所）
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所 など
- ・横浜市内の相談支援機関
 - * 基幹相談支援センター
 - * 生活支援センター
 - * 後見的支援室
 - * よこはま若者サポートステーション
- ・神奈川障害者職業センター
- ・神奈川県障害者雇用促進センター

上記以外にも支援機関は多くありますので、まずはご相談ください

6

6